

# 令和6年度鳥取県環境審議会(第2回) 次第

日時:令和6年10月22日(火)

午後1時30分から午後3時まで

場所:鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室

(鳥取市東町一丁目271番地)

## 1 開会

## 2 議事

### (1)諮問事項

- ・令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの中間見直しについて・・・(資料1)

### (2)部会議決事項

- ・地下水影響調査計画書等について【温泉地下水部会】・・・(資料2)
- ・温泉掘削等許可について【温泉地下水部会】・・・(資料3)
- ・妻鹿野鳥獣保護区の新規指定について【鳥獣政策部会】・・・(資料4)

### (3)事務局からの報告事項

- ・令和6年度版 鳥取県環境白書の公表について

## 4 その他

### <参考資料>

- ・令和5年度鳥取県内における大気環境の調査結果について・・・(資料5)
- ・令和5年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について・・・(資料6)
- ・PM2.5注意喚起方法の変更について・・・(資料7)

## 5 閉会

鳥取県環境審議会委員(任期:令和5年6月6日から令和7年6月5日まで)

| 部会        | 委員名    | 職名等  | 分野              | 直接出席 | Web出席 |
|-----------|--------|--|-----------------|------|-------|
| 企画政策      | 緒方 英彦  | 鳥取大学大学院連合農学研究科 教授(副研究科長)                     | 利水              |      | ○     |
|           | 上保 裕典  | Chukaiトライセクターラボ ラボ長                          | 環境政策            |      | ○     |
|           | 岡田 綾子  | NPO 法人エコパートナーとっとり(とっとり自然環境館マネージャー)           | 環境実践            |      | ○     |
|           | 清水 香代子 | (公募委員)                                       | 環境政策            | —    | —     |
|           | 米井 哲郎  | 智頭石油株式会社 代表取締役社長                             | 自動車(EV等)、再エネ    |      | ○     |
| 廃棄物・リサイクル | 藤原 健史  | 岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 教授                        | 廃棄物工学、廃棄物マネジメント | —    | —     |
|           | 上田 光徳  | 鳥取市市民生活部環境局次長 兼 環境保全課長                       | 廃棄物行政           | ○    |       |
|           | 奥村 知子  | 鳥取県連合婦人会                                     | 市民活動            | —    | —     |
|           | 国岡 稔   | 因幡環境整備株式会社 代表取締役                             | 廃棄物処理           | —    | —     |
|           | 山崎 美穂  | 環境教育・学習アドバイザー                                | 環境教育実践          |      | ○     |
| 大気・水質     | 齋藤 忠臣  | 鳥取大学 農学部 准教授                                 | 環境・農学           |      | ○     |
|           | 大橋 唯太  | 岡山理科大学 生物地球学部 教授                             | 局地気象学、都市気候学     |      | ○     |
|           | 岸本 康子  | 山陰エコライフ研究所                                   | 環境実践活動          | —    | —     |
|           | 伊達 勇介  | 米子工業高等専門学校 総合工学科 准教授                         | 環境・農学           |      | ○     |
|           | 朴 紫暎   | 鳥根大学総合理工学部 助教                                | 環境化学            | —    | —     |
| 温泉・地下水    | 伊藤 徹   | 公益社団法人日本技術士会 鳥取県支部 名誉支部長                     | 地下水             | ○    |       |
|           | 小野寺 真一 | 広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授                        | 水文化学、環境科学、水文地質学 |      | ○     |
|           | 小幡 史子  | 鳥取大学 医学部 准教授                                 | 細菌学             | —    | —     |
|           | 森田 智子  | 有限会社温泉旅館丸茂 専務                                | 温泉              | —    | —     |
| 自然保護      | 神谷 要   | 公益財団法人 中海水鳥国際交流基金財団常務理事 兼 米子水鳥公園ネイチャーセンター 館長 | 鳥類、植物           |      | ○     |
|           | 赤井 伸江  | NPO 法人なんぶ里山デザイン機構 理事                         | 自然環境保全、ビオトープ    |      | ○     |
|           | 澤 恵美子  | (元)環境省浦富自然保護官事務所 アクティブ・レンジャー                 | 自然観察、体験等        | ○    |       |
|           | 汐田 里絵  | (一社)大山観光局 鳥取県立大山自然歴史館 学芸解説員                  | 植物              |      | ○     |
|           | 藤木 大介  | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授                        | 森林生態学、野生動物管理    | —    | —     |
| 鳥獣        | 笛吹 達史  | 鳥取大学 農学部 准教授                                 | 獣医師             |      | ○     |
|           | 岡村 満裕  | 鳥取県猟友会員                                      | 狩猟              | ○    |       |
|           | 吉田 良平  | NPO法人日本野鳥の会 鳥取県支部 支部長                        | 野鳥保護            |      | ○     |
|           | 横山 真弓  | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授                         | 野生動物保護管理学       |      | ○     |
|           | 小谷 秀文  | 元 鳥取県鳥獣対策センター所長                              | 鳥獣被害対策          |      | ○     |

出席 20名(直接4人、web16人)、欠席 9名

(事務局)

| 担当課              | 出席者                                     |
|------------------|---|
| 生活環境部            | 部長 若松 紀樹、次長 長岡 孝                        |
| 環境立県推進課<br>星空推進室 | 課長補佐 畠山 恵介、係長 山下 諒、係長 牧野 智行<br>室長 九鬼 貴弘 |
| 脱炭素社会推進課         | 課長 井上 克人                                |
| 自然共生社会局          |   |
| 自然共生課            | 課長 中尾 和直、課長補佐 織奥 学                      |
| 水環境保全課           | 参事 西山 泰司、課長補佐 門脇 紗織                     |
| くらしの安心局          |   |
| くらしの安心推進課        | 課長補佐 伊井野 将寛                             |

出席12人

## 鳥取県環境審議会 資料一覧

### (1) 諮問事項

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 資料1 | 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの中間見直しについて | p1 |
|-----|---------------------------------|----|

### (2) 部会議決事項の報告

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 資料2 | 地下水影響調査計画書等について   | p21 |
| 資料3 | 温泉掘削等許可について       | p22 |
| 資料4 | 妻鹿野鳥獣保護区の新規指定について | p23 |

### (3) 事務局からの報告

### (4) その他【参考資料】

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 資料5 | 令和5年度鳥取県内における大気環境の調査結果について    | p1 |
| 資料6 | 令和5年度鳥取県内におけるダイオキシン類の調査結果について | p3 |
| 資料7 | PM2.5注意喚起方法の変更について            | p4 |
| 資料8 | 鳥取県環境審議会について                  | p6 |

諮 問

鳥取県環境審議会

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 8 年鳥取県条例第 19 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく環境基本計画の中間見直しについて、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 6 年 10 月 22 日

鳥取県生活環境部長 若松 紀樹



## 諮 問 理 由

本県では、環境の保全及び創造に関する基本理念や施策の基本事項を定めた「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（計画期間：令和2年度から令和12年度まで）」を策定しています。

令和7年度に同計画が中間年を迎えることから、近年の環境に係る国内外の状況を踏まえた施策の方向性や目標等の必要な見直しを行うため、条例第9条第5項で準用する同条3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

# 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの 中間見直しについて

鳥取県生活環境部  
環境立県推進課

# 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランについて

・鳥取県将来ビジョン ・輝く鳥取創造総合戦略 (県政の基本方針)

↑環境側面から支持・補完

第2次鳥取県環境基本計画  
(H23~32) 10年間

(目標) (施策の方向性)

第2期とっとり環境イニシアティブプラン  
(H27~30) 4年間

(施策の概要) (数値目標)

- ・基本計画とイニシアティブプランを合わせて、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく基本計画に位置づけ
- ・イニシアティブプランを地球温暖化対策法に規定される地方公共団体実行計画として位置づけ

一本化

## 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン (令和2年3月策定)

(目標) (施策の方向性) (施策の概要) (数値目標)

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく基本計画
- ・地球温暖化対策法及び鳥取県地球温暖化対策条例に基づく地方公共団体実行計画(緩和策)
- ・【新】気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画(適応策)  
※努力義務

国  
エネルギー基本計画  
環境基本計画

基本的方向性を示す

<個別実行計画>

- ・鳥取県廃棄物処理計画 (R1~R5)
- ・鳥取県生物多様性戦略 (R2~R12)
- ・中海に係る湖沼水質保全計画 (R1~R5)
- など

<イニシアティブプラン抜粋>

令和2年度からSDGsの目標達成年度である令和12年度末(2030年度末)までの11年間とし、中間年に評価を行い、施策や目標等必要な見直しを実施します。  
また、中間年に限らず、社会情勢の変化等があった場合は、必要に応じて見直しを実施します。

## 令和新時代とっとり環境イニシアティブプランの一部改訂(R4.3)

- 平成27年9月「SDGsのための2030アジェンタ」採択
- 平成27年12月「パリ協定」採択
- 令和元年6月「大阪ブルーオーシャンビジョン」採択
- 令和2年10月「2050年カーボンニュートラル宣言」
- 令和3年4月「温室効果ガス削減目標の引き上げ(▲26%⇒▲46%)」

国内外の環境施策の大転換期

国内外の環境施策の大転換を踏まえ、令和12年度を目標年度とする、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定(令和2年3月策定→令和4年3月改訂)

鳥取県も2030年までに温室効果ガス削減目標を40%から60%に変更。行政、企業・団体、県民一丸となって脱炭素化に取り組んでいる。

# 現行プラン改訂(令和4年3月)以後の国内外の動向①

## 循環型社会の形成

|       | 主な出来事                        | 内容   |
|-------|------------------------------|--|
| R4.3  | 国連環境総会で「循環経済に関する決議」が採択       | 海洋におけるプラスチック汚染等を踏まえ、プラスチックごみのリサイクルに関する法的拘束力のある国際的なルール作りを検討することで合意              |
| R4.4  | 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 | プラスチック製品の設計から廃棄までの全体にわたる資源循環を促進するため、環境配慮設計の認定、ワンウェイプラスチックの多量排出者への勧告等を制度化       |
| R5.5  | 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標10年前倒し  | G7広島サミットで令和元年のG20大阪サミットで採択された「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の目標達成を10年前倒しすることを決定 |
| R5.7  | EUによる「廃車指令(ELV指令)」の改正案の公表    | 自動車の再生プラスチック最低含有率の義務化など、国際的に再生材の利用を進める動きが顕在化<br>※今後EU議会等で審議予定                  |
| R6.8  | 第5次循環型社会形成推進基本計画を策定          | プラスチックや金属等の資源循環を徹底し、成長の好循環を生む「サーキュラーエコノミー」への移行を目指す方針を同計画で初めて明記                 |
| 年度内予定 | 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の改定    | R2.3に閣議決定した前回方針から5年が経過したこと、前回設定した2030年度目標のうち一部を8年前倒して達成したことから改定を予定             |
| 来年度予定 | 太陽光パネルのリサイクル義務化              | 2030年以降に大量廃棄が予想される太陽光パネルについて、リサイクルを義務付けるパネルの種類や設置形態、放置された場合の罰則等を盛り込む予定         |

## 現行プラン改訂(令和4年3月)以後の国内外の動向②

### 脱炭素社会の実現

|       | 主な出来事                               | 内容  |
|-------|-------------------------------------|---|
| R4.2～ | 世界的なエネルギー価格の高騰                      | ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界的なエネルギー需給のひっ迫によりエネルギー価格が高騰   |
| R4.4  | 国による脱炭素先行地域等の採択、地域脱炭素・再エネ移行交付金の創設   | 地域における脱炭素を推進するため、国が2030年度までに国内100カ所の先行地域や重点対策事業を採択し、交付金により取組を支援する制度を創設                                |
| R5.2  | 「GX(グリーントランスフォーメーション)に向けた基本方針」を閣議決定 | 多量排出産業を対象とした「CO2排出量取引制度」の導入、次世代太陽光電池(ペロブスカイト)の早期社会実装、GXに向けて先行投資する事業者在今后10年間で20兆円を支援することなどを盛り込む        |
| R5.3  | 地球沸騰化の時代の到来                         | 世界気象機関の報告※を受け、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明<br>※世界の年平均気温が産業革命以前と比較して1.45℃上昇し、観測史上最高を記録 |
| R5～R6 | 自動車メーカーによるEVシフトの鮮明化                 | 米国排ガス規制への適合や先行する海外メーカーに対する巻き返しのため、トヨタ、ホンダ、日産ら各社がEV販売計画を見直し  |
| R6.1  | 2023年の国内の年平均気温が観測史上最高を記録            | 国内の2023年の年平均気温が基準値(過去30年の平均)からの偏差が+1.29℃となり、1898年の統計開始以降で最高を記録  |
| R6.3  | 洋上風力発電のEEZへの設置拡大、国による環境影響評価の代行      | 洋上風力発電の設置区域がEEZ(排他的経済水域)に拡大したほか、環境影響評価を国が実施することが閣議決定  |
| 年度内予定 | 「第7次エネルギー基本計画」、<br>「GX2040ビジョン」の策定  | 2050年カーボンニュートラルを見据えた長期的な電源構成、2035年の温室効果ガス削減目標等が示される見込み  |

## 現行プラン改訂(令和4年3月)以後の国内外の動向③

### 自然・生物との共生

|           | 主な出来事                                | 内容  |
|-----------|--------------------------------------|---|
| R2.3      | IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」の発刊 | IPBES地球規模評価において、現在100万種の動植物種が絶滅の危機に瀕していることなどが指摘された。                               |
| R4.12     | 「昆明・モンリオール世界生物多様性枠組」の採択              | 中国・昆明で開催された「COP15」において「2030年までに陸域と海域の30%以上を健全な生態系として保全する」(通称:30by30)という新たな国際目標で合意 |
| R5.3      | 「生物多様性国家戦略」が閣議決定                     | 「昆明・モンリオール世界生物多様性枠組」に対応する戦略として「ネイチャーポジティブ」が示され、その具体策として「自然共生サイト」の認定などが盛り込まれた      |
| R5.4      | 「自然共生サイト」申請受付開始                      | 令和5年4月3日(月)から「自然共生サイト」の申請受付を開始。(令和6年度10月時点 253か所 約9万a)                            |
| R6.3      | 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の策定                | ネイチャーポジティブの取組が、企業にとって単なるコストアップではなく、新たな成長の機会となることを示し、実践を促すために国が策定                  |
| R6.4      | 「ツキノワグマ」「ヒグマ」を指定管理鳥獣に追加              | 全国的にクマによる人的被害が相次いでいることを受け、クマが指定管理鳥獣に追加された。  |
| 年度内<br>予定 | 外来種被害防止行動計画の見直し                      | 国がH25.3に策定した「外来種被害防止行動計画」を改定し、外来種対策の基本的な考え方や各主体の行動指針、国の行動計画が示される見込み。              |

## 見直しの方向性(案)

○現行プランの、「目指す将来の姿」を2030年にあるべき姿としてふさわしいかを点検する。

○「取組の方向性」については、これまでの取り組み状況や現行プラン策定以後の環境を取り巻く世界の状況、近年改定された国計画の内容等を含め、新たな視点を盛り込むことを検討したい。

○「主な取組」について、5年間の実績評価を行い、2030年の目標達成に向けて、継続していくもの、新たに取組むべきものとなるように検討を行いたい。

○現行プランに参考として掲載されている地域気候変動適応計画・星取県の取組み方針等をプラン本体へ入れ込むことや、鳥取県環境教育等行動計画の統合等を検討することとしたい。

### <今年度改訂された国計画(主なもの)>

- ・第6次環境基本計画 (2024年6月)
- ・第5次循環型社会推進基本計画 (2024年8月)
- ・第7次エネルギー基本計画 (2024年度末)
- ・地球温暖化対策計画 (2024年度末)

### <県の計画の改訂(主なもの)>

- 鳥取県将来ビジョン(2020年3月)
- 輝く鳥取創造総合戦略(2024年3月)

## 中間見直しスケジュール(案)

| 日程      | 内容                                    |
|---------|---------------------------------------|
| 令和6年10月 | 環境審議会(全体会)へ諮問(今回)                     |
| 令和7年2月  | 関係団体等への照会                             |
| 令和7年度末  | 第7次エネルギー基本計画 改訂(国)<br>地球温暖化対策計画 改訂(国) |
| 4月      | とっとり環境イニシアティブ県民会議                     |
| 7月      | パブリックコメント                             |
| 8月      | 環境審議会(全体会) 答申<br>→改訂                  |



# (参考) I 循環型社会の構築

## 目指す将来の姿

- つくる側(生産者)・つかう側(消費者)がそれぞれ責任を持って循環の輪に参加し、地域内での資源の好循環が生まれている。
- プラスチックについて、代替品への切替えやワンウェイ製品の削減を進めることにより、プラスチックごみの排出量や海洋環境等への影響の低減等が図られている。
- 廃棄物が適正に処理され、県民が快適に暮らせる生活環境が確保されている。

## 取組の方向性

- ①4R+Renewableによるごみが資源として循環する社会の推進
- ②地域が一丸となってプラごみ排出を抑える「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ
- ③ICTを活用したサービスの提供などによる食品ロスの削減
- ④廃棄物系バイオマスの活用と未利用資源の活用
- ⑤技術開発等により資源循環を促進する産業の振興

## 環境指標

| No. | 指標名              | 現状                  | 直近実績             | 目標(R12年度) |
|-----|------------------|---------------------|------------------|-----------|
| 1   | 一人一日あたりの排出量      | 1,050 g/日・人 (H29年度) | 990 g/日・人 (R4年度) | 895g/日・人  |
| 2   | 一般廃棄物のリサイクル率     | 31.2 % (R3年度)       | 28.3 % (R4年度)    | 35%       |
| 3   | 食品ロス食べきり協力店の登録数  | 78件(H30年度)          | 195件(R5年度)       | 300件      |
| 4   | プラごみ削減取組企業等の登録件数 | 12件(R1年2月)          | 62件(R5年度)        | 100件      |



# (参考) II 脱炭素社会の実現

## 目指す将来の姿

- 再生可能エネルギーが、住民理解のもと、環境と調和しながら導入が進み、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されている。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用が進み、新たな産業や雇用が創出されている。
- 2050年二酸化炭素実質ゼロに向けて、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の相乗効果により、脱炭素社会化が進んでいる。
- 気候変動への戦略的適応等により、地域社会のレジリエンス向上が実現している。

## 取組の方向性

- ①環境や暮らしと調和し、家庭や地元企業等が主体となった再生可能エネルギー導入の推進
- ②地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の推進
- ③再生可能エネルギー由来の利活用の推進
- ④建物の省エネルギー化・ゼロエネルギー化の推進
- ⑤EV・PHV普及やモーダルシフト等によるCO<sub>2</sub>削減
- ⑥RE100・EV100等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ⑦気候変動に伴う影響やリスクを前提として積極的に対応する施策の推進

## 環境指標

| No. | 指標名   | 現状(H30年度)                    | 直近実績(R4年度)                     | 目標(R12年度)                |
|-----|---|------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 1   | 温室効果ガスの総排出量(CO <sub>2</sub> 換算)<br>(森林によるCO <sub>2</sub> 吸収量を差し引いたもの) | 4,138千トン※暫定値<br>(2013年比12%減) | 3,460千トン※暫定値<br>(2013年比26.3%減) | 1,870千トン<br>(2013年比60%減) |
| 2   | 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている特定事業者のうち温室効果ガスを2013年度比20%以上削減した企業の割合              | 20 %                         | 69.5 %                         | 90%                      |
| 3   | 主要電力における再生可能エネルギーの割合  | 36.8 %                       | 41.3 %                         | 60%                      |
| 4   | 健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合   | 約9 %                         | 38 %                           | 100%                     |
| 5   | 電気自動車(EV,PHV)の普及率   | 0.3%                         | 0.42%                          | 5%                       |
| 6   | 運輸部門における温室効果ガス排出量   | 1,234千tCO <sub>2</sub>       | 1,090千tCO <sub>2</sub>         | 894千tCO <sub>2</sub>     |

# (参考) III 自然・生物との共生



## 目指す将来の姿

- 生物多様性の重要性が広く認識され、県土全域で生物多様性が確保されている。
- 自然公園等が適切に保全され、観光・教育など様々な面での利活用が広がっている。
- 自然環境が持つ多様な機能をインフラ等に活用し、災害につよい街、緑豊かなまちづくりがすすめられている。

## 取組の方向性

- ①生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生
- ②持続可能な保全活動を行うための民学官が連携した環境の整備
- ③生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用
- ④動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信
- ⑤鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進
- ⑥自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進

## 環境指標

| No. | 指標名   | 現状(H30年度) | 直近実績(R5年度)                          | 目標(R12年度)                                     |
|-----|---|-----------|-------------------------------------|---|
| 1   | 「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」掲載種の保護               |           | 絶滅種移行 8種<br>生息状況改善 76種<br>※R4リスト改定時 | 絶滅危惧種から絶滅種への移行(悪化)を可能な限りゼロにする。 <sup>注1)</sup> |
| 2   | 60歳未満の県内狩猟免許所持者                               | 887人      | 1,099人                              | 1,300人  |
| 3   | 県の自然保護又は生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数 <sup>注2)</sup> | 4,463人/年  | 3,395人/年                            | 5,000人/年                                      |

注1) (参考)2022年1月発行「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」における絶滅26種、絶滅危惧種438種

注2) 特定外来生物(オオキンケイギク等)の除去、自然公園内でのボランティア活動(大山等のキャリアアップ・キャリアダウン、鳥取砂丘ボランティア除草)の参加者

# (参考) IV 生活環境の保全



## 目指す将来の姿

- 三大湖沼や河川等の良好な水質が保たれ、鳥、魚、貝、昆虫等の生物多様性に富み、親水護岸等に人々が集い利活用が促進されるような、地域における豊饒で賑わいのある美しい水環境の実現している。
- 豊かで良質な地下水の恩恵を将来にわたり人々が享受し、農業・産業活動でも大いに利用される等、地下水資源の利用と保全の調和を確立している。
- 全国随一の美しい星空環境が保全され、環境教育や観光振興など星空環境を活用した地域振興策の取組が拡大している。

## 取組の方向性

- ①三大湖沼の水質改善
- ②海へ通じる河川等の良質な水質の確保
- ③水辺環境の「食」・「遊」・「学」を促進するワイズユースの拡大
- ④地域住民や企業等が取り組むアダプトプログラムの推進
- ⑤地下水の健全な資源量と良好な水質の確保
- ⑥星空ビュースポットをはじめとする光害の抑制など、日本一の星空の創造
- ⑦安心・快適な大気環境の保全

## 環境指標

| No. | 指標名         | 現状(H26～H30年度の平均値) | 直近実績(R5年度) | 目標(R12年度) |
|-----|-------------|-------------------|------------|-----------|
| 1   | 中海の水質(COD)  | 4.9 mg/L          | 4.7 mg/L   | 4.0mg/L   |
| 2   | 湖山池の水質(COD) | 5.6 mg/L          | 6.2 mg/L   | 4.8mg/L   |
| 3   | 東郷池の水質(COD) | 5.3 mg/L          | 4.7 mg/L   | 4.4mg/L   |



# (参考) V 環境活動の実践

## 目指す将来の姿

- 企業経営やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- 様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費行動への転換が進んでいる。
- 多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

## 取組の方向性

- ①ESG投資等、環境に価値を見出す経済の促進
- ②RE100・EV100、再エネ100宣言RE Action等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ③持続可能でより豊かに暮らしていくためのエシカル消費の実践
- ④家庭・学校・職場・地域等へのESD教育の推進
- ⑤アダプト・プログラム、CSR活動等多様な環境保全活動への参加
- ⑥課題解決に向けてAIやIoT等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進
- ⑦「環境×経済」、「環境×社会」の課題解決を担う人材育成の推進

## 環境指標

| No. | 指標名   | 現状(H30年度) | 現状(R5年度) | 目標(R12年度) |
|-----|---|-----------|----------|-----------|
| 1   | 環境マネジメントシステム <sup>注1)</sup> の導入や環境イニシアティブ <sup>注2)</sup> への参画等の環境配慮経営に取り組む企業数 | 123社      | 122社     | 250社      |
| 2   | CSR活動・アダプトプログラムの参加者数 <sup>注3)</sup>   | 12,260人/年 | 8,110人/年 | 15,000人/年 |

注1)ISO14001、エコアクション21、TEAS等

注2)再エネ100宣言RE Action、RE100等

注3) 中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数

## 【参考】第六次環境基本計画の策定について

○環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第六次環境基本計画」が5月21日に閣議決定された（計画期間はR7～R12年まで）。

○新たな計画は現在の地球環境を「気候変動、生物多様性の損失、汚染」の深刻な環境危機に直面と評価。2030年ごろまでの環境施策が数千年先までに影響を及ぼす「勝負の2030年」になるとした。

- ・2023年の世界平均気温は14.98℃を記録し、2016年に記録した14.81℃を超えて過去最高を記録した。  
日本においても2023年の年平均気温は1898年の統計開始以降で最も高く、100年当たり1.35℃の割合で上昇している。
- ・現代は「第6の大量絶滅時代」を迎えているとされ、現代の種の絶滅速度は過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍で進行していると指摘されている。（IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 2020年）
- ・世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は2019年から2060年までに3倍に増え、湖・河川・海洋に堆積されるプラスチックの量も3倍以上に増加する見込みとされている。（OECD グローバル・プラスチック・アウトLOOK 2022年）

○自然環境の保全と、再エネ・省エネ、自然共生サイト、循環経済等の自然を維持・回復させる仕組みの拡大を通じ、環境問題に留まらない、人口減少や過疎化等の社会問題をも含めた解決を図り、「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するとした。

## 1 第6次環境基本計画のポイント

### （1）基本的な考え方

- ・全ての社会・経済活動は自然資本（気候、生態系、土壌、森林、水大気等）の上に成り立っている。自然資本が崩壊すれば人類の生存そのものが危うくなるため、全ての社会・経済活動は環境負荷の低減が大前提となる。
- ・物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の生活様式」から、環境価値や心の豊かさを重視した「循環・高付加価値型の生活様式」への転換により、「真の豊かさ」を追求する。
- ・省エネ性能や環境配慮設計等の環境価値の高い製品・サービスが市場で選択されるよう、「デコ活」等を通じて国民の行動変容を促し、経済全体の高付加価値化を目指す。

※デコ活…国が推進する脱炭素に向けた国民、消費者の行動変容やライフスタイル転換を促す運動の愛称。デコは「Decarbonization（脱炭素）」と「Eco（エコ）」を掛け合わせた造語。

### （2）各分野で進めていく主な施策

#### 気候変動対策

○徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの最大限導入

- ・2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の目標達成に向け、G7広島首脳コミュニケやGX推進戦略等に基づき、住宅・建築物や企業等の徹底した省エネ推進、洋上風力発電やペロブスカイト太陽電池等を活用した再エネの最大限導入を進める。

※G7広島首脳コミュニケ…R5年5月採択。2035年までの電力部門の完全又は大部分の脱炭素化を進めることなどが盛り込まれた。

※GX推進戦略…R5年7月に閣議決定された脱炭素・電力安定供給・経済成長の3つを同時に進めるための国家戦略。再エネの主力電源化、原発の活用、成長志向型カーボンプライシング構想の実現などが盛り込まれた。

※成長志向型カーボンプライシング構想…脱炭素と経済成長を両立する規制・支援一体型の投資促進策。CO2排出量取引市場の本格稼働（2026年）、化石燃料輸入者に対する賦課金（2028年）、電力事業者に対するCO2排出割当に応じた負担金徴収（2033年）の導入に向けてGX経済移行債により今後10年間で20兆円規模の先行投資支援を実施する。

○地域脱炭素の推進

2025年までに100カ所の脱炭素先行地域を選定し、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ又はマイナスを実現するとともに、地方創生に資する脱炭素を軸とした地域づくりを促進する。

地方公共団体は、国の財政支援も活用しながら公共施設や住宅・建築物への再エネ導入、公用車の電動化を率先して実施するとともに、とりわけ都道府県には、地域の中核企業の脱炭素化支援、交通分野の脱炭素化などを加速させることが期待される。

○自然と共生した再エネ導入

再生可能エネルギーの導入は自然と共生するものであることが大前提となるため、不適正な導入により地域の自然資本を損なうことなく、地域の合意形成を図りながら積極的に導入できるよう、適切な環境影響評価制度の在り方を検討する。

○森林の吸収源対策やブルーカーボンの推進

エリートツリー等の造林や森林・林業の担い手の育成、生産基盤の整備、建築物等への木材利用の拡大等、総合的な取組を通じて、森林資源の循環利用を確立する。

また、藻場・干潟等の海洋生態系が蓄積する炭素（ブルーカーボン）を活用し、CO2の吸収・固定、海洋環境や漁業資源の保全、観光、地域経済の発展など、藻場・干潟の保全・再生と利活用の好循環を目指す。

○行動変容を促すための見える化や科学的知見の充実

カーボンフットプリント等による見える化、科学的知見に基づく気候変動予測データの充実やそれらのアクセス性向上、理解しやすい提供方法など、国民の行動変容が喚起される普及啓発や広報に取り組む。

※カーボンフットプリント…商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO2に換算して分かりやすく商品やサービスに表示する仕組み。

## 生物多様性の保全

### ○30by30 達成を通じたネイチャーポジティブの実現

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づき、国立・国定公園の保護地域拡大に加え、「自然共生サイト」の認定を進め、自然資本を 2030 年までに回復軌道に乗せる。

### ○国立公園等を活用した地域づくり

国立公園満喫プロジェクトを全国の 34 国立公園へ展開することにより、滞在体験の魅力向上など、自然資本の保護と利活用の好循環を生み出し、観光振興や産業・雇用の創出等によって持続可能で活力ある地域づくりを推進する。

### ○野生鳥獣の保全・管理

ニホンジカ、イノシシは生態系や農林業に深刻な被害を及ぼすことから、令和 5 年度までに個体数を半減させる目標（平成 23 年度比）の期限を令和 10 年度までに延長し、引き続き捕獲対策を実施する。

クマ類についても人の生活圏への出没による人身被害が増加していることから、地域個体群の存続を維持しつつ、人身被害の発生を防ぐための対策を推進する。

## 循環型社会の形成

### ○バリューチェーン全体での資源循環の徹底

製造業から小売業まで産業全体で資源や商品の循環利用を徹底することで消費資源を最小化し、廃棄物抑制や環境負荷低減を進める。また、重要鉱物の国際的な獲得競争を踏まえ、資源循環を産業の国際競争力や経済安全保障の強化にもつなげる。

※バリューチェーン…企業における各事業活動を価値創造のための一連の流れとして捉える考え方

### ○循環経済を促進するための基盤強化

循環経済により新たなビジネスモデルやイノベーションを創出するため、使用済み製品のリサイクル高度化、バイオマス化、急速に普及が進む新製品・新素材の 3 R 確立、効率的なトレーサビリティ確保など、循環経済への移行に必要な技術開発を促進する。

### ○プラスチック汚染対策

G7 広島サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の 10 年前倒しで合意したことを踏まえ、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けて国際交渉の場で主導的な役割を果たしていく。

国内においては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等による発生抑制、マイクロプラスチックによる生態系への影響に関する知見の集積等と啓発を通じて海洋環境や海岸景観を保全する。

## 生活環境の保全

### ○良好な水循環の維持・回復

「水循環基本法」に基づき、良好な水循環の維持・回復に取り組むため、「ウォータープロジェクト」を通じ、良好な水循環・水環境の保全活動の普及啓発を実施する。

また、近年、一部地域の公共用水域や河川で局地的に高濃度の PFOS、PFOA 等が検出されるなど、水の安全性について懸念が高まっていることから、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進める。

※ウォータープロジェクト…環境省が実施する人と水との関わりを考え、産官学民等の多様な主体の連携による良好な水環境の活用・保全を通じて、持続可能な社会の実現を目指す取組。

※PFOS、PFOA…有機フッ素化合物の一種。撥水剤や泡消火剤として幅広く使用されてきたが、発がん性等の健康被害のおそれがあるため現在国内での使用・製造が原則禁止されている。分解されることなく公共用水域や地下水に残留していると考えられ、近年、一部地域の米軍基地周辺や工場周辺の河川等で目標値を超える PFOS、PFOA が検出され問題視されている。

### ○湖沼の水質改善

湖沼水質保全計画が策定されている 11 の指定湖沼について、下水道や浄化槽の普及率向上、農地の水管理や森林整備等を総合的・計画的に推進する。

また、気候変動の影響や生態系の変化を踏まえ、従来の流入負荷を減らして水質を改善するという考え方に加え、水産資源を保全し、水質改善との両立を図るという考え方の下、課題についての知見の充実や対策の検討を行い、地域における取組を支援する。

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の令和5年度の実績の成果、令和6年度の実績内容を取りまとめた令和6年度版環境白書を作成し、ホームページで公表したのでその概要を報告する。

1 令和5年度の主な目標達成状況・成果(抜粋)

| 項目            | 概要   |
|---------------|--|
| I 循環型社会の構築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみゼロ社会の実現への取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店の食べ残し持ち帰りキャンペーン、小売店の手前どり普及・促進モデル事業等の実施により、県民の食品ロス削減の気運が高まり、参加店等の取組推進や、食べきり協力店の登録数の増加の後押しとなった。<br/>【食べきり協力店の登録数】 133 件 (R4 年度) ⇒ 195 件 (R5 年度)</li> </ul> </li> <li>○ プラごみゼロへの取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトル運動やプラスチック・フィッシング事業等の実施により、県民のプラごみゼロの気運が高まり、プラごみ削減取組企業の登録数の増加の後押しとなった。<br/>【プラごみ削減取組企業の登録数】 58 件 (R4 年度) ⇒ 62 件 (R5 年度)</li> </ul> </li> <li>○ 廃棄物の減量・リサイクルの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロポスターコンクール等による県民の意識啓発、市町村のプラごみ分別収集の実証実験等に対する支援のほか、産業廃棄物の多量排出事業者等に減量・リサイクルを働きかけた。</li> <li>・一般廃棄物(ごみ)の排出量は横ばい。リサイクル率は、全国的にも高い水準にある。<br/>【一人一日あたり(ごみ)排出量】 1,001g/人 (R3 年度) ⇒ 990g/人 (R4 年度)<br/>【一般廃棄物のリサイクル率】 28.5% (R3 年度) ⇒ 28.3% (R4 年度) 全国平均:19.6%(R4 年度)<br/>【産業廃棄物のリサイクル率】 78.9%(R3 年度) ⇒ 73.3%(R4 年度) 全国平均:54.7%(R4 年度)</li> </ul> </li> </ul>             |
| II 脱炭素社会の実現   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化防止対策の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2庁舎ほか 11 箇所の県有施設の照明設備を LED 化し、年間約 700 千 kWh(CO2 排出量換算で年間約 378 トン)の電力量削減につなげた。</li> <li>・県内学生を COP28 に派遣し、パビリオンでの発表や海外先進自治体との意見交換を通じて 2050 年の脱炭素社会実現に向けて中心となるユース世代の育成を進めた。<br/>【温室効果ガスの総排出量(CO2 換算)】 3,523 千トン (R3 年度) ⇒ 3,460 千トン (R4 年度)</li> </ul> </li> <li>○ 再生可能エネルギーの導入促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用電力全てを再エネで賄うコンサート、スポーツ大会等を開催し、来場した約 6,500 人の7割がアンケートで「再エネを導入してみたい」と回答するなど、再エネの導入に対する理解が進んだ。<br/>【需要電力における再生可能エネルギーの割合】 39.4% (R3 年度) ⇒ 41.3% (R4 年度)</li> </ul> </li> <li>○ とっとり健康省エネ住宅の普及促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築木造戸建て住宅に占めるとっとり健康省エネ住宅の着工割合は昨年度から順調に増え、住宅の省エネ化が進んだ。</li> <li>・とっとり健康省エネ住宅の基準を満たす民間集合住宅、町営住宅が初めて完成した。<br/>【健康省エネ住宅性能基準適合住宅着工割合】 31% (R4 年度) ⇒ 38% (R5 年度)<br/>【既存住宅の省エネ改修補助実績(Re NE-ST)】 10 件 (R4 年度) ⇒ 9 件 (R5 年度)</li> </ul> </li> </ul> |
| III 自然・生物との共生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全・再生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域団体が取り組む自然共生サイトの認定や認定後の活動を支援するとともに、県としても「県立大山オオタカの森」の認定を受けるなど、生物多様性の保全・再生に向けた取組を進めた。【自然共生サイトの認定地区数・面積】 3地区・139ha (R5 年度)</li> </ul> </li> <li>○ 豊かな自然がもたらす恵みの持続的な利活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオパークトレイルやシーカヤック等の自然体験活動の推進、情報発信の強化や民間事業者等が行うジオパーク活動への支援により、山陰海岸ジオパークエリアの活性化・認知度向上を進めるとともに、再認定審査に向け準備を進めた。</li> </ul> </li> </ul>  |
| IV 生活環境の保全    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鳥取県の美しい星空が見える環境の保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「星取県フォーラム」や「まちなか星空観察会」を開催して星空環境への関心を高めるとともに、光害対策型防犯灯の設置等を支援し、美しい星空環境の保全を促進した。</li> </ul> </li> </ul>   |
| V 環境活動の協働     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アダプトプログラム、CSR 等の多様な環境保全活動の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの地域住民や企業等にアダプトプログラムや CSR に参加いただけるよう積極的な情報発信を行い、地域全体で環境保全活動を通じた協働を進めた。<br/>【三湖沼アダプトプログラム参加者数】 1,932 人 (R4 年度) ⇒ 2,388 人 (R5 年度)<br/>【鳥取砂丘ボランティア除草参加者数】 2,373 人 (R4 年度) ⇒ 3,057 人 (R5 年度)<br/>【中海・宍道湖一斉清掃参加者数】 6,048 人 (R4 年度) ⇒ 7,033 人 (R5 年度)</li> </ul> </li> </ul>  |

## 2 令和6年度の主な取組(抜粋)

| 項目            | 概要  |
|---------------|---|
| I 循環型社会の構築    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみゼロ社会の実現への取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロ社会の実現に向けて、手前どりの普及・促進のモデル事業等の食品ロス削減に重点化した取組を継続するとともに、新たに、事業系一般廃棄物の多量排出者等への専門家派遣事業を実施する。</li> </ul> </li> <li>○ プラごみゼロへの取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックの資源循環を推進するため、マイボトル運動、プラごみゼロに係る取組の支援、市町村のプラごみ分別収集の実証実験等に対する支援などを、継続して実施する。</li> </ul> </li> </ul>  |
| II 脱炭素社会の実現   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化防止対策の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・再配達に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、市町村と協調して置き配 BOX の設置を支援するとともに、運輸事業者が設置する共同置き配ステーションの利用促進を図る。</li> <li>・COP28 の派遣学生を中心に「県内学生ネットワーク」を新たに設立し、国内外の先進自治体の学生との意見交換を通じて知見を深め、県内外のイベント(自主企画も含む)において地球温暖化対策について普及啓発を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 再生可能エネルギーの導入促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等による大規模停電に備え、再エネを活用した体験型防災訓練(キャンプ)を実施し、太陽光発電による避難所生活や EV 電源を活用した炊き出し等を通じて再エネがもたらすレジリエンス機能について理解促進を図る。</li> </ul> </li> <li>○ とっとり健康省エネ住宅、ZEB の普及促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の省エネ基準を上回る県独自の「とっとり健康省エネ住宅」の普及・認知度向上を促進し、住宅の省エネ化や県民の健康増進を図る。</li> <li>・住宅以外の省エネ化を進めるため、中規模建築物の ZEB 新築をモデル的に支援するとともに、技術者の養成や断熱仕様・設備機器の設計事例を公表することにより ZEB の普及促進を図る。</li> </ul> </li> </ul> |
| III 自然・生物との共生 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物多様性、健全な自然生態系の保全・再生               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然共生サイトの認定や認定後の活動を引き続き支援するとともに、新たに企業版ふるさと納税を活用した支援を実施するなど、民間企業等と連携しながら自然共生サイトの認定を促進する。</li> </ul> </li> <li>○ 豊かな自然がもたらす恵みの持続的な利活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・海と大地の自然館を山陰海岸ジオパークの魅力発信、ツーリズムや知の拠点として活用し、エリア全体の認知度向上やアクティビティ参加者数の増加を図るとともに、再認定審査に向けた対策を講じる。</li> </ul> </li> </ul>   |
| IV 生活環境の保全    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美しく賑わいのある水環境の実現               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各水質計画に基づいて流入負荷対策(下水道の整備、環境にやさしい農業の促進等)や湖内対策(覆砂、水生植物の保全等)を実施するとともに、ワイズユース(賢明な利用)を拡大し、三大湖沼(中海、湖山池、東郷池)の環境保全と利活用を促進する。</li> </ul> </li> <li>○ 美しい星空が見える環境の保全と活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・光害対策の推進や星空保全地域の振興、環境教育等への活用促進により、全国随一の美しい星空の保全・活用に係る機運醸成を図る。</li> </ul> </li> </ul>   |
| V 環境活動の協働     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業の率先的な環境配慮経営の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加を呼びかけ省エネ設備等の導入を支援するとともに、省エネ診断員の育成講座を実施し、県内企業の環境配慮経営を促進する。</li> </ul> </li> <li>○ 学校・職場・地域等での環境教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境問題に関して知識や経験を有する方を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として学校や地域等で開催される環境学習会へ紹介し、実践的・主体的な環境学習の促進を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 人や社会、環境、地域に優しい商品・サービスの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・思いやり消費(エシカル消費)の普及に向け、啓発講座や啓発パネル・人形等の活用により認知度向上を図るとともに、思いやり消費を積極的に展開する事業者を支援することにより、持続可能でより豊かな暮らしへの転換を促す。</li> </ul> </li> </ul>  |

## 3 令和6年度版鳥取県環境白書の公開

県ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280> (令和6年9月16日掲載)

# 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン実績(R5 年度)

| No. | 指標名   | 目標 (令和 12 年度)                            | 令和 5 年度実績                                      |
|-----|---|--|--|
| 1   | 一人一日あたりの (ごみ) 排出量   | 895g/日・人                                 | 990 g/日・人<br>(令和 4 年度)                         |
| 2   | 一般廃棄物のリサイクル率  | 35%                                      | 28.3%<br>(令和 4 年度)                             |
| 3   | 食品ロス食べきり協力店の登録数   | 300 件                                    | 195 件  |
| 4   | プラごみ削減取組企業等の登録件数  | 100 件                                    | 62 件   |
| 5   | 温室効果ガスの総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)<br>(森林による CO <sub>2</sub> 吸収量を差し引いたもの)                 | 1,870 千トン<br>(2013 年比 60%減)              | 3,460 千トン<br>(2013 年度比 26.3%減)<br>(令和 4 年度暫定値) |
| 6   | 鳥取県地球温暖化対策条例で規定されている<br>特定事業者のうち温室効果ガスを 2013 年度<br>比 20%以上削減した企業の割合                     | 90%                                      | 69.5%<br>(令和 4 年度確定値)                          |
| 7   | 需要電力における再生可能エネルギーの割<br>合  | 60%                                      | 41.3%<br>(令和 4 年度確定値)                          |
| 8   | 木造戸建住宅における健康省エネ住宅性能<br>基準適合住宅の着工割合  | 100%                                     | 38%  |
| 9   | 電気自動車 (EV、PHV) の普及率   | 5%                                       | 0.42%<br>(令和 4 年度確定値)                          |
| 10  | 運輸部門における温室効果ガス排出量   | 894 千 tCO <sub>2</sub>                   | 1,090 千 tCO <sub>2</sub><br>(令和 4 年度確定値)       |
| 11  | 「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物<br>種のリスト」掲載種の保護   | 絶滅危惧種から絶滅種へ<br>の移行 (悪化) を可能な<br>限りゼロにする。 | 絶滅種移行 8 種<br>生息状況改善 76 種<br>(R4 年リスト改訂時)       |
| 12  | 60 歳未満の県内狩猟免許所持者  | 1,300 人                                  | 1,099 人  |
| 13  | 県の自然保護又は生物多様性保全の取組へ<br>のボランティア参加者数  | 5,000 人/年                                | 3,395 人  |
| 14  | 中海の水質 (COD)   | 4.0 mg/L                                 | 4.7 mg/L                                       |
| 15  | 湖山池の水質 (COD)  | 4.8 mg/L                                 | 6.2 mg/L                                       |
| 16  | 東郷池の水質 (COD)  | 4.4 mg/L                                 | 4.7 mg/L                                       |
| 17  | 環境マネジメントシステム <sup>注 1)</sup> の導入や環境<br>イニシアティブ <sup>注 2)</sup> への参画等の環境配慮経<br>営に取り組む企業数 | 250 社                                    | 122 社<br>(令和 5 年度確定値)                          |
| 18  | CSR 活動・アダプトプログラムの参加者数<br>(中海・東郷池・湖山池アダプトプログラム、とっとり共生の<br>森、鳥取砂丘一斉清掃の参加者数)               | 15,000 人/年                               | 8,214 人/年                                      |

注 1) 環境マネジメントシステム : ISO14001、エコアクション 21、TEAS 等

注 2) 環境イニシアティブ : 再エネ 100 宣言 RE Action、RE100 等

鳥取県環境審議会温泉・地下水部会議決事項報告  
(地下水影響調査計画書について)

令和6年10月  
水環境保全課

令和6年度鳥取県環境審議会（第1回：令和6年5月開催）以降の温泉・地下水部会の議決事項は以下のとおりです。

地下水影響調査計画書

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）に基づく影響調査計画書の提出を受け、同条例第8条第2項の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したものを。

○令和6年度第1回温泉・地下水部会（令和6年6月5日開催）

| 届出内容  |         |          |        |                             | 答申内容   |
|-------|---------|----------|--------|-----------------------------|--|
| 諮問番号  | 届出項目    | 届出地      | 利用目的   | 年間採取予定量                     |  |
|       |         |          |        | 吐出口断面積（合計）                  |  |
| 諮掘30号 | 影響調査計画書 | 鳥取市河原町布袋 | 清涼飲料製造 | 2,102,400 m <sup>3</sup> /年 | <意見><br>・影響調査を行う観測井戸について、隣接地の影響調査で用いた食品製造事業者の井戸を、事業者の協力が得られるのであれば調査対象の井戸として検討すること。 |
|       |         |          |        | 236 cm <sup>2</sup>         |  |

令和6年10月8日  
くらしの安心推進課

令和6年度開催の温泉・地下水部会で審議した温泉動力装置許可に係る議決事項は以下のとおりです。  
(温泉法(法律第125号)に基づく温泉の動力装置の許可申請を受け、同法第32条に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会温泉・地下水部会へ付議され審議したもの。)

1 温泉・地下水部会(令和6年6月5日開催)

| 申請内容       |         |                                |          |              |               | 答申内容              |
|------------|---------|--------------------------------|----------|--------------|---------------|-------------------|
| 申請項目       | 申請地     | 利用目的                           | 口径<br>深さ | 動力出力<br>動力位置 | 揚湯量           |                   |
| 温泉<br>動力装置 | 倉吉市関金町  | 浴用<br>(温泉旅館の浴槽水等<br>として利用するもの) | —        | 0.4kW        | 約28<br>L/min  | 許可が適<br>当であ<br>る。 |
|            |         |                                | —        | GL+0.15m     |               |                   |
|            | 倉吉市関金町  | 浴用<br>(温泉旅館の浴槽水等<br>として利用するもの) | —        | 0.75kW       | 約64<br>L/min  |                   |
|            |         |                                | —        | GL+0.15m     |               |                   |
|            | 東伯郡湯梨浜町 | 浴用<br>(温泉旅館等へ集中配<br>湯するもの)     | —        | 3.7kW        | 約300<br>L/min |                   |
|            |         |                                | —        | GL-26.0m     |               |                   |

◇参考  
温泉法(抜粋)

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 略

- 3 第四条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(審議会その他の合議制の機関への諮問)

第三十二条 都道府県知事は、第三条第一項、第四条第一項(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第九条(第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項又は第十二条の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

鳥取県環境審議会鳥獣部会議決事項報告  
(鳥獣保護区の新規指定について)

令和6年9月  
自然共生課

令和6年度鳥取県環境審議会（第1回：令和6年5月開催）以降の鳥獣部会で審議した鳥獣保護区の新規指定に係る議決事項は以下のとおりです。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第9講で準用する第4条第4項の規定に基づき鳥取県環境審議会へ諮問し、同審議会鳥獣部会へ付議され審議したもの。）

○令和6年度第鳥獣部会（令和6年9月3日開催）

1 指定内容

|      |  |
|------|--|
| 名称   | 妻鹿野鳥獣保護区   |
| 区域   | 八頭町に所在する鳥取森林管理署扇ノ仙国有林7林班、8林班、309林班、310林班、311林班、323林班、324林班、325林班及び326林班の区域   |
| 存続期間 | 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで（10年間）   |
| 指定区分 | 森林鳥獣生息地の保護区  |
| 指定目的 | 妻鹿野鳥獣保護区は、鳥取県東部北側にある扇ノ山（標高1,310m）の南部に位置し、積雪の多い奥山地域である。周辺部の森林は集落から離れ、人が侵入し難く、ブナ等の冷温帯の落葉広葉樹天然林が多く残り、多様な植物相を有する極相林を有している。森林性の野生鳥獣の生息地として良好な生息環境が維持されており、多様な鳥獣が生息し、森林鳥獣生息地として重要な場所となっている。また、当該区域内には扇ノ山登山道、キャンプ場「八東ふる里の森」が整備され、森林レクリエーション、野鳥観察の場として多くの県民に利用されている。<br>このため、鳥獣の生息・繁殖に重要な区域として、また、鳥獣の観察等が行うことが出来るよう鳥獣の生息地を保全するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。 |
| 管理方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</li> <li>ニホンジカの生息数が増加しており、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画でのモニタリング調査等で監視をするとともに、個体数管理等の実施を強化する。</li> </ul>   |
| 面積   | 総面積 668ha（林野）<br>所有者別内訳 国有地 668ha  |

2 答申内容

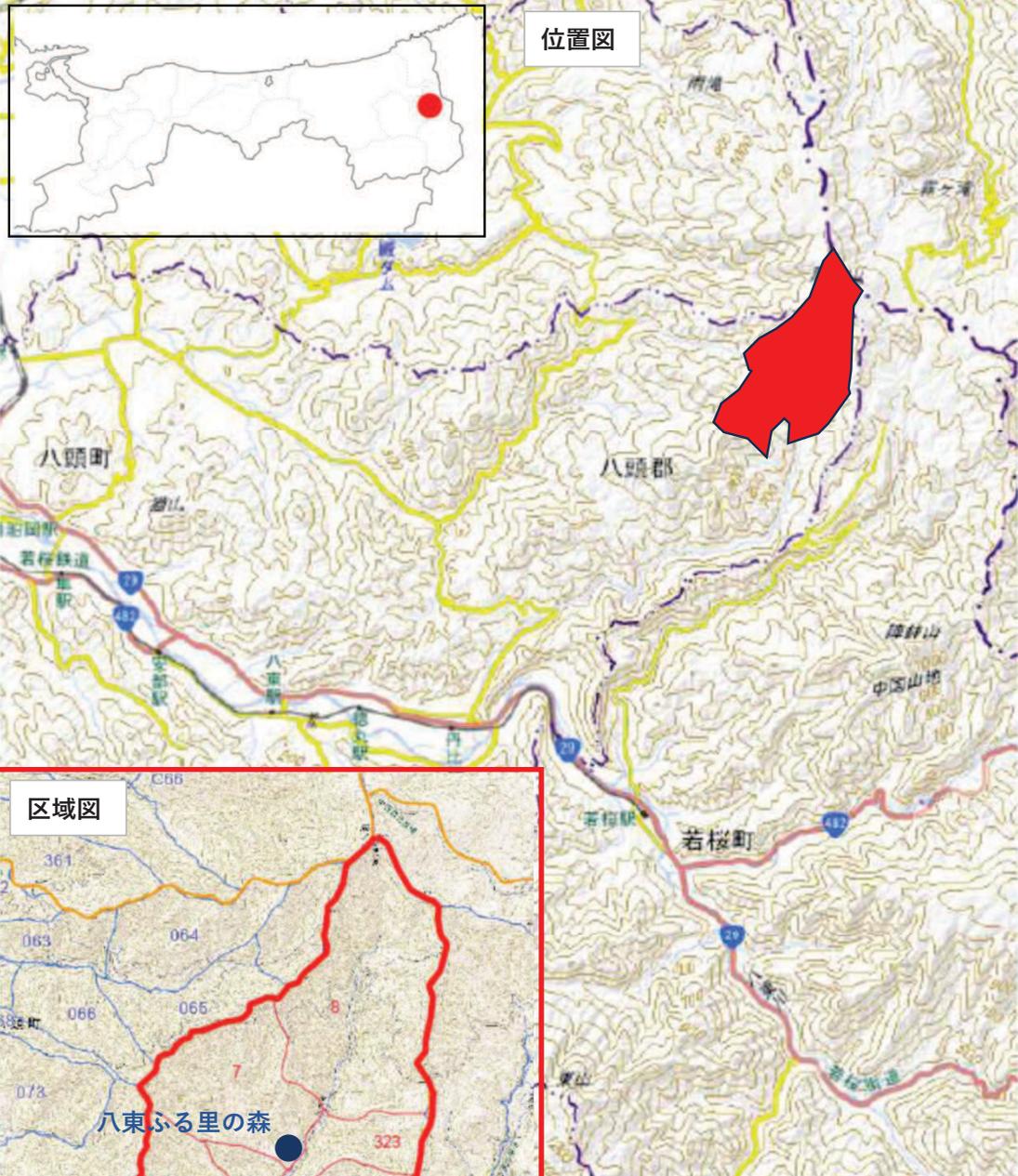
指定が適当である

《参考：鳥獣保護区制度の概要》

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき、環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護のため重要な区域を「鳥獣保護区」に指定し、狩猟を禁止することができる。

### 妻鹿野鳥獣保護区区域図

地理院地図  
GSI Maps



妻鹿野鳥獣保護区の区域

八頭町に所在する鳥取森林管理署扇ノ仙国有林  
7林班、8林班、309林班、310林班、  
311林班、323林班、324林班、325  
林班及び326林班の区域

## 令和5年度鳥取県内における大気環境の調査結果について

大気汚染防止法第18条の44、第20条及び第22条に基づき、令和5年度に県内6地点で実施した大気汚染調査の結果概要は次のとおりです。

### 1 常時監視結果

一般環境大気測定局を県内4地点に、自動車排出ガス測定局を県内2地点に設置し測定しています。

環境基準の達成状況は、表1のとおりです。

表1 環境基準達成状況

| 区分         | 測定局名    | 所在地     | 項目    |         |       |       |           |         | 測定主体 |
|------------|---------|---------|-------|---------|-------|-------|-----------|---------|------|
|            |         |         | 二酸化硫黄 | 浮遊粒子状物質 | 二酸化窒素 | 一酸化炭素 | 光化学オキシダント | 微小粒子状物質 |      |
| 一般環境大気測定局  | 県庁西町分庁舎 | 鳥取市西町   | ○     | ○       | ○     | ○     | ×         | ○       | 鳥取市  |
|            | 米子工業高校  | 米子市博労町  | ○     | ○       | ○     | —     | ×         | ○       | 鳥取県  |
|            | 倉吉保健所   | 倉吉市東巖城町 | ○     | ○       | ○     | —     | ×         | ○       |      |
|            | 境港市誠道町  | 境港市誠道町  | —     | ○       | —     | —     | —         | ○       |      |
| 自動車排出ガス測定局 | 栄町交差点   | 鳥取市栄町   | —     | ○       | ○     | ○     | —         | —       | 鳥取市  |
|            | 米子市役所前  | 米子市加茂町  | —     | ○       | ○     | ○     | —         | —       | 鳥取県  |

【凡例】 ○：達成、×：非達成、△：長期的評価における長期基準は達成したが短期基準で非達成  
 ※）鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から鳥取市内の測定局は鳥取市が管理  
 米子工業高校測定局について、令和5年11月までは「米子保健所（米子市東福原1-1-45）」、令和5年12月からは「米子工業高校（米子市博労町4-220）」で測定を実施

### ■光化学オキシダント

- ・全国的に環境基準達成率が非常に低い状況にあり、本県においても環境基準を達成できませんでした。  
【参考】全国的一般局の環境基準達成率(令和4年度)：0.1%(1局/1143局)
- ・県内において、光化学オキシダント注意報・警報の発令はありませんでした。

### 2 有害大気汚染物質モニタリング調査

環境省が定める21物質について調査を実施し、すべての調査地点において環境基準又は指針値を下回りました。

|  |                      |
|--|----------------------|
| 環境基準設定4物質 (テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)  | 環境基準達成               |
| 指針値設定11項目 (アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチル) | 指針値未満                |
| 国内で基準等が定められていない6物質 (クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、バリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド)  | 全国平均と比べて概ね同等又は低い値で推移 |

**【参考1】環境基準及び評価方法**

| 大気汚染物質    | 環境基準  | 評価方法  |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 二酸化硫黄     | 1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。                                | 短期的評価   | 1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。  |   |
|           |   | 長期的評価   | 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04 ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。                               |   |
| 一酸化炭素     | 1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。                            | 短期的評価   | 1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。  |   |
|           |   | 長期的評価   | 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10 ppm以下であること。ただし、1日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。                                   |   |
| 浮遊粒子状物質   | 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 短期的評価   | 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。   |   |
|           |   | 長期的評価   | 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続しないこと。 |   |
| 二酸化窒素     | 1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。                                       | 短期的評価   | 1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下であること。   |   |
|           |   | 長期的評価   | 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が0.06 ppm以下であること。  |   |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06 ppm以下であること。   | 年間を通じて、昼間(5～20時)の時間帯における1時間値が0.06 ppm以下であること。 |   |   |
| 微小粒子状物質   | 1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。          | 長期的評価   | 長期基準  | 測定結果の1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。              |
|           |   |   | 短期基準  | 測定結果の1日平均値のうち年間98パーセント値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |

**【備考】**

- 1 短期的評価:連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。
- 2 長期的評価:大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

**【参考2】有害大気汚染物質の環境基準**

| 有害大気汚染物質   | 環境基準                                |
|------------|-------------------------------------|
| ベンゼン       | 1年平均値が3 μg/m <sup>3</sup> 以下であること   |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が130 μg/m <sup>3</sup> 以下であること |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が200 μg/m <sup>3</sup> 以下であること |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が150 μg/m <sup>3</sup> 以下であること |

## 令和5年度一般環境中のダイオキシン類の調査結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき実施した、一般環境中のダイオキシン類の調査結果は次のとおりです。

※鳥取市の中核市移行に伴い、平成30年度から県東部地域については鳥取市が調査を行っています。

### 1 調査期間

令和5年4月から令和6年2月

### 2 調査地点

- (1) 大 気 : 4地点…年2回(夏季・冬季) ※米子保健所移転に伴い冬季は米子工業高校で測定。  
 (2) 水質・底質 : 9地点(河川:4 湖沼:3 海域:2) …年1回  
 9地点(河川) …年4回 ※天候不良により1回欠測とし年4回の測定となった。  
 (3) 地下水 : 6地点…年1回  
 (4) 土 壌 : 7地点(一般環境土壌:6地点、発生源周辺土壌:1地点) …年1回

### 3 調査結果の概要

すべての項目、地点で環境基準を達成した。また、各調査区分の平均値は、全国調査の平均値(令和3年度)と同程度あるいは下回る値であった。

表 一般環境中のダイオキシン類調査結果(県実施分)

(単位) 大気: pg-TEQ/m<sup>3</sup>、水質: pg-TEQ/L、底質・土壌: pg-TEQ/g

| 調査区分     | 測定結果(R5) |        |         |       | 全国(令和4年度) |       |         |       | 環境基準   |       |
|----------|----------|--------|---------|-------|-----------|-------|---------|-------|--------|-------|
|          | 地点数      | 平均     | 最小      | 最大    | 地点数       | 平均    | 最小      | 最大    |        |       |
| 大気(一般環境) | 4        | 0.0076 | 0.0063  | 0.010 | 570       | 0.015 | 0.0024  | 0.31  | 0.6以下  |       |
| 公共用水域    | 水質       | 18     | 0.15    | 0.030 | 0.53      | 1348  | 0.18    | 0.012 | 2.3    | 1以下   |
|          | 底質       | 18     | 3.65    | 0.14  | 13        | 1120  | 6.1     | 0.033 | 470    | 150以下 |
| 地下水      | 6        | 0.030  | 0.029   | 0.032 | 459       | 0.045 | 0.00018 | 0.56  | 1以下    |       |
| 一般環境土壌   | 6        | 0.17   | 0.00083 | 0.86  | 505       | 1.6   | 0       | 67    | 1000以下 |       |
| 発生源周辺土壌  | 1        | 0.016  | 0.016   | 0.016 | 192       | 4.2   | 0       | 130   |        |       |

※分析委託機関: 株式会社日本総合科学山陰支所(米子市旗ヶ崎)

#### 【参考】ダイオキシン類に係る環境基準

- ・ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。(1 pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラム。)
- ・ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値(TEQ(Toxic Equivalent: 毒性当量))により評価する。

## PM2.5に係る注意喚起等実施方法の一部変更等について

- PM2.5の注意喚起等実施方法について、下記1のとおり、午後の活動に備えた注意喚起で新たに環境基準超過が予想される場合にも行うこととし、令和6年度第1回鳥取県環境審議会（全体会）で報告した。
- その際、予測の判断基準値を得る時間帯について、報告した変更案の時間帯（午前5時～正午）に対して注意喚起する直近の時間帯（午前10時～正午）を推奨する意見があり、両方の精度について比較検証するよう助言があった。
- これを受け過去10年間（2013～2024年）の測定値を基に下記2のとおり検証を行ったところ、「午前5時～12時」の時間帯の測定値から得た判断基準値による予測精度の方が高かったため、下記1のとおり注意喚起等実施方法を変更することとしたい。（なお、当該検証結果については、令和6年度第1回鳥取県環境審議会大気・水質部会で報告済み。）

## 1 注意喚起方法の変更案

(数値の単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

| 時間帯                     | 判断基準値                      | 判断基準 | 区分   | 予想される事態         |
|-------------------------|----------------------------|------|------|-----------------|
| 午前中早めの時間の注意喚起→午前8時までに実施 | 5時～7時の測定値(1時間値)の平均値の県内最大値  | 32超  | 情報提供 | 環境基準を超過する予想     |
|                         |                            | 70超  | 注意情報 | 国暫定指針値に近い値を予想   |
|                         |                            | 85超  | 警戒情報 | 国暫定指針値を超過する予想   |
| 午後の活動に備えた注意喚起→午後1時までに実施 | 5時～12時の測定値(1時間値)の平均値の県内最大値 | 35超  | 情報提供 | 環境基準を超過する予想(新設) |
|                         |                            | 70超  | 注意情報 | 国暫定指針値に近い値を予想   |
|                         |                            | 80超  | 警戒情報 | 国暫定指針値を超過する予想   |

環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準。日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$   
 国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準。日平均値  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

## 2 新たな判断基準となる測定値の時間帯ごとの予測精度の検証結果

「午前5時から正午までの測定値(1時間値)の平均値の県内最大値」と「午前10時から正午までの測定値(1時間値)の平均値の県内最大値」から求める注意喚起の判断基準値(以下それぞれ「判断基準値(5～12時)」「判断基準値(10～12時)」という)について、過去10年間(2014年～2023年)の測定値を基に的中率<sup>\*1</sup>、見逃し率<sup>\*2</sup>及び空振り<sup>\*3</sup>日数にて予測精度の検証を行った結果を表1に示す。また同じ検証を「午前中の早めの時間帯(午前5～7時)の判断で注意喚起を行った日」を除いた場合で行った結果について表2に示す。

この結果、見逃し率はいずれの場合も判断基準値(10～12時)の方が低くなるが、的中率では判断基準値(5～12時)が判断基準値(10～12時)の2～3倍程度高くなっており、5時～12時の測定値から求める判断基準値による予測の方がより高い精度となった。

表1 判断基準値の時間帯による予測精度

|               | 判断基準値  | 注意喚起日数 | 環境基準超過日数    | 環境基準達成日数     | 予測精度        |
|---------------|--|--------|-------------|--------------|-------------|
| 判断基準値(5～12時)  | 判断基準値 $>35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起実施)      | 153    | 79<br>(的中)  | 74<br>(空振り)  | 的中率<br>52%  |
|               | 判断基準値 $\leq 35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起未実施) | —      | 27<br>(見逃し) | —            | 見逃し率<br>25% |
| 判断基準値(10～12時) | 判断基準値 $>35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起実施)      | 341    | 88<br>(的中)  | 253<br>(空振り) | 的中率<br>26%  |
|               | 判断基準値 $\leq 35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起未実施) | —      | 18<br>(見逃し) | —            | 見逃し率<br>17% |

表2 判断基準値の時間帯による予測精度（午前中の早めの時間帯の判断で注意喚起を行った日）を除いた場合）

|                   | 判断基準値  | 注意喚起日数 | 環境基準超過日数    | 環境基準達成日数     | 予測精度        |
|-------------------|--|--------|-------------|--------------|-------------|
| 判断基準値<br>(5～12時)  | 判断基準値 $>35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起実施)      | 36     | 13<br>(的中)  | 23<br>(空振り)  | 的中率<br>36%  |
|                   | 判断基準値 $\leq 35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起未実施) | —      | 20<br>(見逃し) | —            | 見逃し率<br>61% |
| 判断基準値<br>(10～12時) | 判断基準値 $>35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起実施)      | 246    | 25<br>(的中)  | 221<br>(空振り) | 的中率<br>10%  |
|                   | 判断基準値 $\leq 35\mu\text{g}/\text{m}^3$<br>(注意喚起未実施) | —      | 8<br>(見逃し)  | —            | 見逃し率<br>24% |

※1 的中率(%)：判断基準値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過となり、実際に日平均値が環境基準を超過した日の割合  
(判断基準値を超過し実際に環境基準超過した日数/判断基準値超過日数日数 $\times 100$ )

※2 見逃し率(%)：判断基準値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となるが実際は日平均値が環境基準を超過した日の割合  
(判断基準値以下であったが環境基準を超過した日数/環境基準超過日数 $\times 100$ )

※3 空振り数(日数)：判断基準値が判断基準値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したが、環境基準を達成した日数

#### (参考) 現行のPM2.5に係る注意喚起の運用について

微小粒子状物質(PM2.5)については、県内4箇所(鳥取市、米子市、倉吉市、境港市)で自動観測装置により大気中濃度を自動連続測定し、「午前中の早めの時間帯の判断」として午前5時から7時まで測定値(1時間値)の平均値を基にその日の濃度を予測し、国の指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ )や環境基準値(日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超える濃度上昇が予測される場合等、予測される事態に応じた注意喚起を午前8時までに実施している。

また、「午後からの活動に備えた判断」として午前5時から正午までの測定値(1時間値)の平均値を基にその日の濃度を予測し、国の指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ )に近い又は超えるような濃度上昇が予測される場合に注意喚起を午後1時までに実施している。

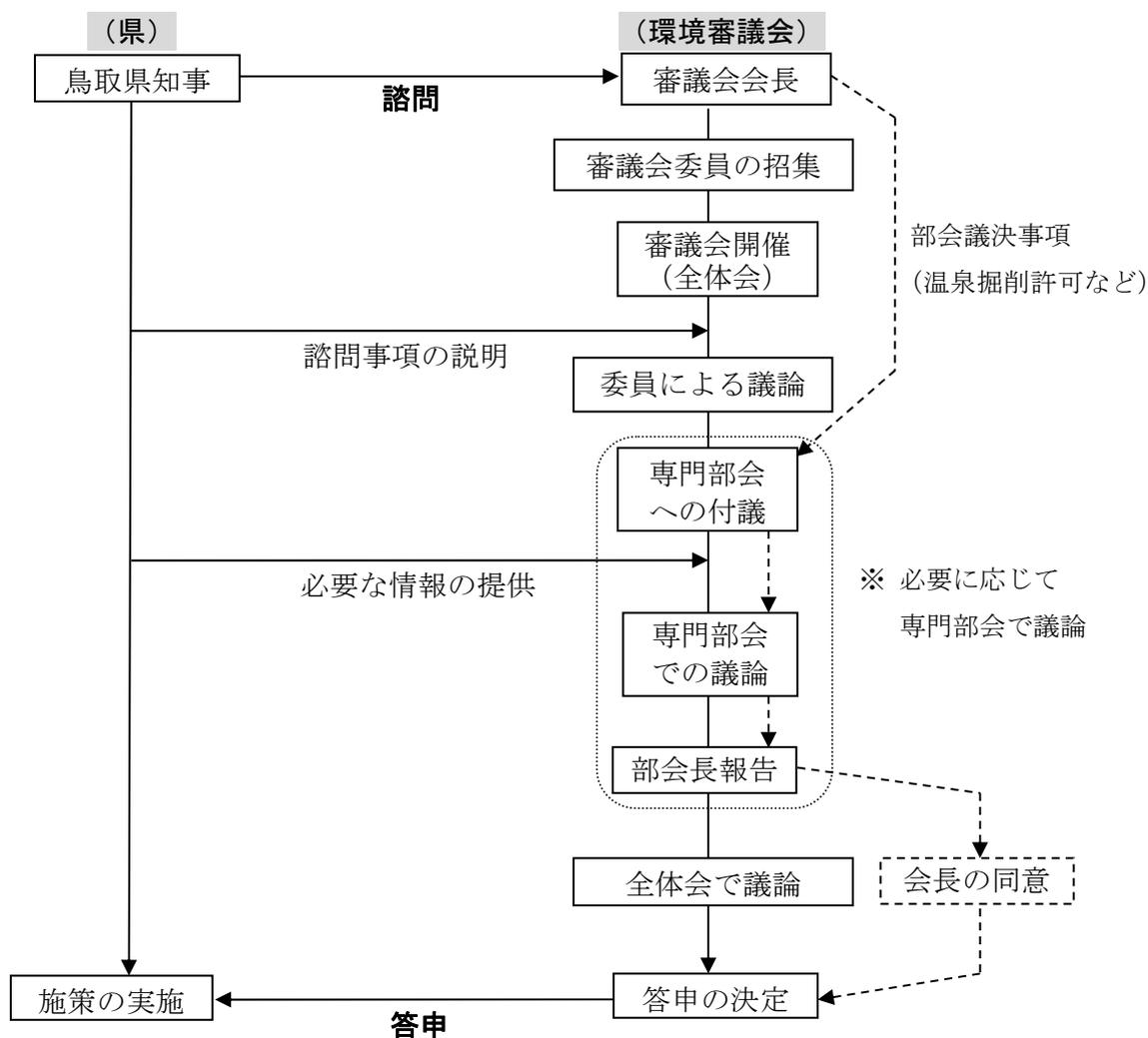
## 鳥取県環境審議会について

令和 6 年 1 0 月 / 環境立県推進課

## 1. 環境審議会とは

- ・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 27 条に基づく県の附属機関。
- ・30名の学識経験者等で構成され、知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項等の調査審議を行う。(任期は2年間)
- ・「企画政策部会」、「廃棄物・リサイクル部会」、「大気・水質部会」、「温泉・地下水部会」、「自然保護部会」、「鳥獣部会」の6部会を置く。

## 2. 審議会手続きの流れ



# ○鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(抜粋)

平成8年10月8日  
鳥取県条例第19号

## 第4章 鳥取県環境審議会 (設置)

第27条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務

## (組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 県議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

## (任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

## (幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

## (庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

## (雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 鳥取県環境審議会運営要領

令和5年9月4日  
鳥取県環境審議会

(要領の適用)

第1条 鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議録)

第4条 審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかななければならない。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過
- (6) その他必要な事項

2 会議録には、議長が署名しなければならない。

(部会)

第5条 審議会に次の六部会を置く。

- 一 企画政策部会
- 二 廃棄物・リサイクル部会
- 三 大気・水質部会
- 四 温泉・地下水部会
- 五 自然保護部会
- 六 鳥獣部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第1項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。

4 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

(部会の議決)

第6条 部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

2 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。

(準用規定)

第7条 第2条から第4条までの規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、脱炭素社会推進課、水環境保全課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び自然共生課で行う。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。

付 則

この要領は、平成13年10月 5日から施行する。

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

この要領は、平成16年 8月30日から施行する。

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 5月26日から施行する。

この要領は、平成25年 1月11日から施行する。

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 3月16日から施行する。

この要領は、平成30年11月 6日から施行する。

この要領は、令和 3年 7月16日から施行する。

この要領は、令和 5年 9月 4日から施行する。

## 部会の所掌事務

### 鳥取県環境審議会(全体会)

- 環境基本計画の策定・変更に関すること。
- 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に関すること。
- 環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

#### 企画政策部会

- ◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況(環境白書)に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎環境基本計画、地域気候変動計画、環境教育等行動計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
- ◎鳥取県地球温暖化対策条例に規定された審議会の事務
  - ・地方公共団体実行計画の策定・変更に関すること。
  - ・温室効果ガスの排出量の削減等のための取組に係る勧告に関すること
- ◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

#### 廃棄物・リサイクル部会

- ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
- ◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

#### 大気・水質部会

- 水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
  - ・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること
- 鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
  - ・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
- ◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

#### 温泉・地下水部会

- 温泉法に規定された審議会の事務
  - ・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
  - ・温泉採取の制限処分等に関すること。
- とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
- ◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

#### 自然保護部会

- 鳥取県の絶滅のおそれのある野生動物種のリストの改訂に関すること。
- ◎自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
  - ・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
  - ・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
- ◎鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に規定された審議会の事務
  - ・特定希少野生動植物の種の指定等に関すること。
  - ・自然生態系保全地域の指定等に関すること。
- ◎鳥取県生物多様性地域戦略の策定・変更に関すること。
- ◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

#### 鳥獣部会

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
  - ・鳥獣保護管理事業計画の策定・変更等に関すること。
  - ・鳥獣保護区の指定等に関すること。
- ◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

(審議方法の考え方)

- 1 重要案件については、基本的に審議会(全体会)で審議を行う。(例:●印)
- 2 重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会(全体会)で審議を行う。(例:◎印)
- 3 部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会(全体会)で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。(例:○印)